

吸収分割に関する事後開示書類

(会社法第791条第1項第1号及び第801条第3項第2号

並びに会社法施行規則第189条に定める書面)

2023年1月1日

ウェルネオシュガー株式会社

日新製糖株式会社

吸収分割に関する事後開示書類

ウェルネオシュガー株式会社
(旧商号：日新製糖株式会社)
東京都中央区日本橋小網町14番1号
代表取締役社長 山本 貢司

日新製糖株式会社
(旧商号：日新製糖分割準備株式会社)
東京都中央区日本橋小網町14番1号
代表取締役社長 大久保 亮

ウェルネオシュガー株式会社（日新製糖株式会社から2023年1月1日付で商号変更いたしました。以下「本分割会社」といいます。）と、ウェルネオシュガーの完全子会社である日新製糖株式会社（日新製糖分割準備株式会社から2023年1月1日付で商号変更いたしました。以下「本承継会社」といいます。）は、2022年11月8日付で両者の間で契約した吸収分割契約（以下「本吸収分割契約」といいます。）に基づき、2023年1月1日（以下「本効力発生日」といいます。）を効力発生日として、本分割会社を吸収分割会社とし、本承継会社を吸収分割承継会社として、本分割会社のグループ経営管理事業及び資産管理事業を除く一切の事業（以下「本事業」といいます。）を、本承継会社に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を実施いたしました。

本吸収分割に関し、会社法第791条第1項第1号及び第801条第3項第2号並びに会社法施行規則第189条の規定により開示すべき事項は、下記のとおりです。

記

1. 本吸収分割が効力を生じた日(会社法施行規則第189条第1号)
2023年1月1日
2. 吸収分割会社における会社法第784条の2、第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過(会社法施行規則第189条第2号)
 - (1) 会社法第784条の2(吸収分割の差止請求)の規定による請求に係る手続の経過
会社法第784条の2の規定に基づく請求を行った本分割会社の株主はありませんでした。
 - (2) 会社法第785条(株式買取請求)の規定による手続の経過
本分割会社は、会社法第785条第3項及び第4項の規定に基づき、2022年11月21日付で、本分割会社の株主に対し、本吸収分割を行う旨並びに吸収分割承継会社である本承継会社の商号及び住所を公告いたしました。
なお、所定の期間内に、会社法第785条第1項の規定により本分割会社に対して株式買取請求を行った株主はありませんでした。
 - (3) 会社法第787条(新株予約権買取請求)の規定による手続の経過
該当事項はありません。
 - (4) 会社法第789条(債権者異議)の規定による手続の経過
本分割会社は、会社法第789条第2項及び第3項の規定に基づき、2022年11月21日付で、本分割会社の債権者に対して、官報及び電子公告にて、吸収分割をする旨、吸収分割承継会社である本承継会社の商号及び住所、本分割会社及び本承継会社の計算書類に関する事項、並びに債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨を、公告いたしました。所定の期間内に、同条第1項の規定による異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 吸収分割承継会社における会社法第 796 条の 2、第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過(会社法施行規則第 189 条第 3 号)

(1) 会社法第 796 条の 2 (吸収分割の差止請求) の規定による請求に係る手続の経過

会社法第 796 条の 2 の規定に基づく請求を行った本承継会社の株主はありませんでした。

(2) 会社法第 797 条 (株式買取請求) の規定による手続の経過

本承継会社の唯一の株主である本分割会社が特別支配会社に該当するため、本承継会社は、会社法第 797 条の規定による手続を行っておりません。

(3) 会社法第 799 条 (債権者異議) の規定による手続の経過

本承継会社は、会社法第 799 条第 2 項の規定に基づき、2022 年 11 月 21 日付で、本承継会社の債権者に対し、本吸収分割を行う旨及び吸収分割会社である本分割会社の商号及び住所を官報にて公告いたしました。が、所定の期間内に、会社法第 799 条第 1 項の規定により本承継会社に対して異議を述べた債権者はありませんでした。

なお、本承継会社においては、知っている債権者がいなかったため、会社法第 799 条第 2 項の規定による各別の催告は行っておりません。

4. 本吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

本承継会社は、本効力発生日をもって、本吸収分割契約の定めに従い、本分割会社の本事業に関する資産、負債その他の権利義務を承継いたしました。

5. 会社法第 923 条の変更の登記をした日

2023 年 1 月 6 日 (予定)

6. その他本吸収分割に関する重要な事項

(1) 本分割会社は、会社法第 783 条第 1 項の規定により、2022 年 12 月 6 日開催の臨時株主総会の決議によって、本吸収分割契約の承認を得ております。

(2) 本吸収分割は、会社法第 796 条第 1 項に規定する略式吸収分割に該当するため、本承継会社は、会社法第 795 条第 1 項に規定する株主総会の決議による本吸収分割契約の承認を受けておりません。

(3) 本分割会社は、本吸収分割に際し、会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律 (以下「労働契約承継法」といいます。) 第 7 条の規定に基づき労働者の理解と協力を得るように努め、かつ、商法等の一部を改正する法律附則第 5 条の規定に基づく協議を行いました。また、本分割会社は、労働契約承継法第 2 条の規定に基づき、労働者及び労働組合に対して本吸収分割に関する通知を行いました。が、労働者から異議の申し出はありませんでした。

(4) 本分割会社と伊藤忠製糖株式会社との間の 2022 年 9 月 29 日付株式交換契約に基づく株式交換は、本効力発生日をもって、その効力を生じております。

以上